施策名:我が国主導のシェアリングエコノミーの国際標準化の実現

内閣官房IT総合戦略室 03-3581-3484 (代表) share-eco-center atmark digital.go.jp (※) atmark は、@に置き換えてください。

分野

未来技術の活用に向けた社会ニーズの 醸成 総合戦 略該当 箇所

横2-1-(1)-iv

予算 額

非予算

特徴・ポイン

- ✓ 新しい経済の形であるシェアリングエコノミーの市場が世界的に拡大を続けており、サービス利用者・提供者双方の安全性・信頼性を高める仕組みの整備が求められ、国際的なルール作りの必要性が高まっている。
- ✓ 国内事業者の海外展開や日本のユーザーが海外でも安心してシェアリングエコノミーサービスを利用できる観点から我が国として国際標準化を推進する。

目的

- 空間・移動・スキルなどをマッチングプラットフォームを介して他の個人等とシェアする サービスは様々な分野で急速な広がりを見せている。
- 一方で、個人が提供するサービスの利用に対する不安感等の課題が存在。安全 性と信頼性を高める仕組みの整備が期待されている。
- また、国内事業者の海外展開や、国内ユーザーが海外で安心してサービスを利用する、海外ユーザーが日本のサービスを利用する等の観点から、国際的なルール作りは重要であり、国際標準化機構(ISO)において、日本が主導してシェアリングエコノミーの国際標準化を進める。

概要

- 国際標準化機構(ISO)において、日本からの提案による、シェアリングエコノミーに関する国際規格を開発する新たな技術委員会の設立が2019年1月に承認された。
- 国際的なルール作りの場において、日本が主導してシェアリングエコ ノミーの国際標準化(ISO/TC324)を進める。(2022年度中 のTS発行を目指す)

<オンラインプラットフォームの運用に関する国際標準化>

- ▶ 2017年9月、シェアリングエコノミーのISOワークショップがトロントで開催され、 IWA27:2017 (シェリングエコノミー 指針針及び枠組み) が発行。
- ▶ 2019年2月、ISOにおける国際提案を視野に、英国規格協会(BSI)と連携し、日本のシェアリングエコノミー・モデルガイドライン(2016年11月公表)をベースにBSI/PAS 202:2019を発行。
- ▶ 2019年1月、日本提案により、ISOで新たにシェアリングエコノミーに係る専門委員会(ISO/TC324)の設立が承認。幹事国及び議長は提案国である日本に決定。
- ▶ 2020年10月、BSI/PAS 202:2019を基にしたデジタルプラットフォーム標準に関する新業務項目提案(NP)が承認され、作業グループ(WG2)が設立。IS(国際規格)より迅速に発行可能なTS(技術仕様書)として開発する方針に決定。
- ➤ 2020年12月に第4回ISO/TC324総会開催。



- 国際標準化機構(ISO)における国際的なルール作りの場において、日本が主導してシェアリングエコノミーの国際標準化(ISO/TC324)を進めている。
- 2022年度中のTS発行を目指す。

<シェアリングエコノミーの国際標準化によって期待される効果>

- サービス利用者及び提供者のシェアリングエコノミーに対する不安感の解消
- グローバルでの市場の拡大・新市場の創出 等
- < (参考) 「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」(内閣官房) >

シェア事業者においては、安全性・信頼性の確保という点のみならず、事業の成長という観点からも、本ガイドラインに沿って、社会に対する説明責任を不断に果たしつつ、適切な企業行動を取ることを期待するものである。

1. 安全性の確保

シェア事業者は、自らが提供するプラットフォームを通じて提供されるサービスを分析し、生命・身体に危害を与える可能性がある場合には、リスクを見積もるとともに謂する対策を通じて許容可能なリスクに到達したかどうかを判定すること。

2. 適法性の確保

シェア事業者は、アカウンタビリティを高め、レビュテーションリスク等を低減とせる観点から、自らが提供するプラットフォームを 通じて提供されるサービス及び当該マッチング行為を分析し、弁護士等の法律の専門家を活用して、明らかに抵触するおそれが高い法令の調査及び法令違反とならない根拠の明確化を行うこと。

3.シェア事業者が遵守すべき具体的事項

 \equiv

登録事項

0

利用规約等

<u>==</u> #

サービスの質の 厚解を減じる措置

非後押価

8

トラブル防止及び 相談窓口

•

情報セキュリティ

「一般」

違法・権利侵害を利用規約で禁止し、違法行為を抑止するための取組を能動的 に行うこと、ブラットフォーム機能やサービスに係る消軽提供を行うこと、事前の問合せ 機能を提供すること、事後評価の仕組みを設けること、相談窓口を認け、その機能 の充実を図ること、情報セキコリティ権領に必要な措置を譲りることと等を遵守。

「安全性の確保が特に求められるサービス」(例:テ供の預かりサービス)
 一般」で求められる事項に加えて、本人権認及確実に行うこと、賠償責任保険等の措置を備えること、緊急時の対処方法を明確化すること、スキルアップ機会を確保すること等を遵守。

「適法性の確保に特に注意を要するサービス」(例:民泊サービス)

「一般」で求められる事項に加えて、提供者に対して法令に基づく許可証の提出を求めること等を遵守。